

0円バス利用規約

- ① 0円バスは、現在学生の方のみご参加いただけます。
- ② 予約の際は、Webサイトからのお申し込み後に、事務局からSMS送信いたします。それに対する返信をもって予約完了となりますのでご注意ください。
- ③ 複数名でご参加いただく場合にも、必ず各自でご予約をお願いいたします。
- ④ 0円バス当日、昼食は乗車前に各自でご用意ください（事務局から食事のご提供はありません）

0円バス会員規約

第1条 （定義）

1. 本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- ① 弊団体

信州学生 U・I ターンプロジェクト運営事務局をいいます。

- ② 本規約

「0円バス会員規約」をいいます。

- ③ 0円バス

弊団体が旅行代金の全額を負担して参加者を募り、旅行会社に企画・実施を依頼するバス旅行をいいます。

- ④ 会員

弊団体所定の手続きに従い、会員として登録された者をいいます。0円バスの参加者は会員でなければなりません。

- ⑤ 旅行会社

旅行業法に定める旅行業の登録を受けた者で、弊団体より0円バスの企画・実施について依頼を受けた者をいいます。

- ⑥ バス会社

道路運送法で定める一般貸切自動車運送事業の許可を受けた者で、0円バスにおいてバスを運行する者をいいます。

- ⑦ スポンサー

弊団体との間で0円バススポンサー契約を締結した法人をいいます。0円バスでは、スポンサーの求めに応じて企業見学等をおこないます。

- ⑧ イベントバス

0円バスに際し、バス会社が運行するバスをいいます。

- ⑨ サービス

0円バスの開催及び弊団体が会員向けに行う情報提供などのサービスをいいます。

- ⑩ プロジェクト Web サイト

弊団体が運営している「信州学生 U・I ターンプロジェクト」の Web サイトをいいます。（URL <https://zerobus.jp/>）

第2条 （適用範囲）

1. 本規約は、弊団体と会員とに適用されます。会員は、会員として登録されることにより、本規約の全ての内容に同意したものとみなされます。
2. サービスに関するその他の規程（以下「その他の規程」といいます。）が存在する場合に、

その他の規程は、本規約の一部を構成するものとします。本規約の規定とその他の規程の内容が異なる場合は、本規約が優先して適用されます。

第3条 (サービス内容)

1. 会員は、弊団体の定める方法に従い、0円バスサービスを利用することができます。
2. サービスの詳細な仕様は、プロジェクト Web サイト及び E メール等による個別の通知等により別途定めるものとします。弊団体は、サービスの仕様の改良、追加、削除等の変更を行うことがあり、会員は、これを予め承諾します。また、弊団体は、サービスの遂行を、必要に応じて第三者に委託することができるものとします。
3. 会員は、自らの責任と費用において、ハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、サービスの利用に必要な環境（以下「利用環境」といいます。）を整備します。
4. 会員は、サービスの利用を希望する場合、弊団体が定める方法によって申し込みます。
5. 弊団体は、次の各号につき、いかなる責任も負いません。
 - ① 会員が、0円バスの利用を申し込んだ場合において、当該0円バスの利用申込者が最少催行人数に達しないなどの理由により0円バスを開催しない場合
 - ② サービスの利用に起因して、会員における利用環境に不具合や障害が生じた場合
 - ③ 0円バスにおいて、各乗降場所への到着が予定時刻から大幅に遅れた場合
 - ④ 弊団体が発信する情報に基づいて会員が就職先の決定など何らかの判断をした場合のその結果について
 - ⑤ 弊団体がサービス提供について E メールにて情報発信したにも関わらず、会員が以下の事情により当該情報を知らなかったために、サービスを利用する機会を逸した場合
 - 一 会員登録の際に弊団体からの通知を受信するためのものとして登録した E メールアドレスに誤りがあった
 - 二 登録されている会員の E メールアドレスに変更が生じた際に第5条の手続きを取っていなかった
 - 三 弊団体の会員向け情報発信用 E メールアドレス (zerobus@narusako.co.jp または support@zerobus.jp) について受信拒否設定をしていた、あるいは受信拒否設定を解除していなかった
 - 四 利用しているメールサービス会社の仕様等により、弊団体からの E メールが迷惑メールボックス等に入ってしまう、その受信を知らなかった、又は弊団体から E メールを受信したことを知っていたが開封していなかった
 - 五 その他、通常の Eメールの利用方法とは異なる利用方法であったため、弊団体が発信した Eメールを受信できなかった、あるいは受信したことに気づかなかった、又は、会員の不注意等により、弊団体が発信した Eメールの受信に気づかなかった
 - ⑥ 天災地変、偶発的事故、停電、通信障害、不正アクセス、その他の事由により

会員が E メールを受信できなかった

- ⑥ 経済的不採算など事業上の理由、法令の制定改廃、天災地変、偶発的事故、停電、通信障害、不正アクセス、その他の事由により、弊団体が会員向けサービスを提供できなくなった場合
 - ⑦ 経済的不採算など事業上の理由、法令の制定改廃、天災地変、偶発的事故、停電、通信障害、不正アクセス、その他の事由により、弊団体が会員に必要な情報を発信できなくなったために、会員がサービスを利用できなくなった場合
 - ⑧ 第 6 項各号の内容が実現しなかった場合
6. 弊団体は、次の各号につき、いかなる保証も行いません。
- ① 0円バスにおいて、0円バス参加者向け最終案内書にて通知した通りのタイムスケジュールとなること（道路状況等により、各乗降場所及び見学場所への到着時刻は大幅に前後する可能性があります）
 - ② プロジェクト Web サイト他、弊団体が発信する情報の正確性、有用性、目的適合性（弊団体が発信する情報は、スポンサーから提供された情報の他、弊団体スタッフがインターネットや関連書籍等で調べた結果です）
 - ③ 弊団体が提供する情報を、会員が確実に知ること
 - ④ サービスの永続性（会員の減少、スポンサーの減少、弊団体の財政状態及び経営成績等により、サービス提供を中止する場合があります）
 - ⑤ 会員に適用のある法令、業界団体の内部規則等への適合性

第4条 （登録）

1. サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約の内容に同意した上で、弊団体所定の方法により、登録の申込を行うものとします。登録希望者は、登録希望者に関する情報（以下「登録事項」といいます。）が、全て正確であることを保証します。
2. 弊団体は、弊団体所定の基準により、登録希望者の登録の可否を判断し、登録を認める場合には、その旨及びサービスを利用するために必要となる会員番号等の情報を通知します。弊団体が当該通知を行なった時点で、登録希望者が当該通知を確認しているか否かに関わらず、登録希望者は会員として登録され、本規約が適用されます。したがって、登録希望者は弊団体からの通知を必ず確認してください。
3. 登録の申込をできる者は、中学校を卒業した 29 歳以下の者に限ります。
4. 弊団体は、登録希望者が以下のいずれかに該当し又は該当すると弊団体が判断した場合は、理由を一切開示することなく、登録希望者の登録を認めないことができます。
 - ① 前項に該当しない場合
 - ② 弊団体所定の方法によらずに登録の申込を行った場合
 - ③ 登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

- ④ 本規約に違反するおそれがあると弊団体が判断した場合
- ⑤ 過去に本規約に違反した者又はその関係者であると弊団体が判断した場合
- ⑥ 犯罪行為その他社会的に非難される行為に関連すると弊団体が判断した場合
- ⑦ その他弊団体が登録を妥当でない判断した場合

第5条 （登録事項の変更）

1. 会員は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに弊団体所定の方法により、必ず登録事項の変更の手続きを行うものとします。

第6条 （会員番号の管理）

1. 会員は、自己の責任において、登録した情報を適切に管理・保管するものとし、これを他の会員又は第三者に開示・利用させてはなりません。
2. 弊団体は、会員番号を使用してサービスの利用申込があった場合、当該申込者を真正な会員とみなします。
3. 会員による会員番号の管理不十分、使用上の過誤、不正使用等によって会員が損害を被ったとしても、弊団体は一切責任を負わないものとします。

第7条 （有効期間）

1. 会員登録の有効期間は、会員登録が抹消されるまでとします。

第8条 （利用料金）

1. 会員登録及びサービスの利用料金は、無料とします。但し、会員への事前の通知を行い、会員が承諾したときには有料化することがあります。有料化に際して承諾していただけないときには、有料化に切り替わるのと同時に会員登録が抹消されます。

第9条 （登録抹消）

1. 会員は、弊団体所定の方法により、いつでも会員登録の抹消を申し出ることができます。
2. 弊団体は、会員が以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると弊団体が判断した場合は、事前に通知することなく、会員としての登録を抹消することができます。
 - ① 第4条第3項に該当しなくなった場合
 - ② 第4条第4項に該当することが明らかとなった場合
 - ③ 第12条の禁止行為をおこなった場合
 - ④ 第20条の反社会的勢力の排除に違反した場合
 - ⑤ その他、会員としてふさわしくないと弊団体が認めた場合

第10条 （サービスの変更、中断、終了）

1. 弊団体は、経済的不採算など事業上の理由、法令の制定改廃、天災地変、偶発的
事故、停電、通信障害、不正アクセス、その他の事由により、事前の予告なくして
サービスをいつでも変更、中断、終了することができます。弊団体は、これにより
会員に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

第11条 （提供情報等に関する非保証）

1. サービスにおいて提供される情報は、スポンサーから提供された情報の他、弊団体
スタッフがインターネットや関連書籍等で調べた結果であり、提供情報の真実性、
合法性、安全性、適切性、有用性について弊団体は何ら保証いたしません。
2. 弊団体は、サービスの提供に不具合やエラーや障害が生じないこと、サービスから
得られる情報等が正確なものであること、サービスを通じて入手できる情報等が会
員の期待を満たすものであることのいずれについても保証するものではありません。
3. 弊団体は、会員がサービスにおいて提供される情報を利用した結果、何らかの損害
を受けたとしても、一切賠償の責任を負いません。

第12条 （禁止行為）

1. 会員は、サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為をおこなってはなり
ません。
 - ① サービスを利用する意思がないにも関わらず、利用を申し込むこと
 - ② 意図的に虚偽の情報を登録・表示する行為
 - ③ 著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する
行為
 - ④ 個人や団体を誹謗中傷する行為
 - ⑤ 弊団体又は第三者の権利を侵害し又はそのおそれのある行為
 - ⑥ 弊団体又は第三者に不利益を与える行為
 - ⑦ 営業活動等営利を目的とした情報提供等の行為及びその行為を意図して行う登録
 - ⑧ 本サービスを妨げる行為、又は弊団体の信頼を毀損する行為
 - ⑨ 犯罪に結びつく又はそのおそれのある行為
 - ⑩ 法令又は公序良俗に違反する又はそのおそれのある行為
 - ⑪ わいせつ、差別的、宗教的又は政治的な行為
 - ⑫ 0円バス開催中の飲酒
 - ⑬ 0円バス開催中の喫煙が許可されている場所以外での喫煙
 - ⑭ 0円バス開催中に他の参加者に対する暴行又は脅迫等の犯罪行為に該当する一切
の行為、イベントバス車内の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる行為
 - ⑮ その他、弊団体が不適切と判断する行為
2. 弊団体は、第1項に該当する行為を行った会員については、即座に会員としての

登録を抹消します。また、0円バス開催中に第1項に該当する行為を行った会員については、即座にイベントバスから降車させ、犯罪行為に該当する可能性のある場合には、直ちに警察に通報いたします。また、当該会員が降車させられた場所から乗車地、又は0円バス申込時の降車希望地、その他当該会員が降車後に向かった場所までの旅費等の一切の費用について補償いたしません。

第13条 （個人情報の取扱い）

1. 弊団体は、会員の個人情報を、弊団体所定の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第14条 （0円バス参加者に対するバス会社の責任）

1. 参加者が、イベントバスの運行によって、参加者の生命又は身体を害したときは、バス会社がこれによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、バス会社及びバス会社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該参加者又はバス会社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の場合において、バス会社の参加者に対する責任は、その損害が車内において、又は参加者の乗降中に生じた場合に限りです。
3. バス会社は、前項の規定によるほか、その運送に関し参加者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、バス会社及びバス会社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。
4. バス会社は、天災その他バス会社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって参加者が受けた損害を賠償する責に任じません。

第15条 （0円バス参加者に対する旅行会社の責任）

1. 旅行会社は、0円バスに当たって、旅行会社又は旅行業約款に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により参加者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して二年以内に旅行会社に対して通知があったときに限ります。
2. 参加者が天災地変、戦乱、暴動、弊団体及びバス会社のサービス提供の中止、官公署の命令その他の旅行会社又は旅行会社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、旅行会社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。
3. 旅行会社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、14日以内に旅行会社に対して通知があったときに限り、参加者1名につき15万円を限度（旅行会社に故意又は重大な過失があ

る場合を除きます)として賠償します。

第16条 (0円バス参加者に対する特別補償)

1. 旅行会社は、前条第1項の規定に基づく旅行会社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行会社が定める特別補償規程で定めるところにより、参加者が0円バス参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
2. 前項の損害について旅行会社が前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、旅行会社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
3. 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく旅行会社の補償金支払義務は、旅行会社が前条第1項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。)に相当する額だけ縮減するものとなります。

第17条 (0円バス参加者に対するスポンサーの責任)

1. スポンサーは、参加者が見学場所を見学するためにイベントバスを降車してから再乗車するまでの間に、スポンサーが故意又は過失により参加者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、スポンサー及びスポンサーの従業員が見学に際し注意を怠らなかったこと、参加者又はスポンサーの従業員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに見学場所施設及び設備に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 参加者が天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他スポンサーの関与し得ない事由により損害を被ったときは、スポンサーは、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

第18条 (0円バス参加者に対する弊団体の責任)

1. 弊団体が故意又は過失により参加者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して1か月以内に弊団体に対して通知があったときに限ります。
2. 第14条、第15条、第17条の定めによりバス会社、旅行会社、スポンサーが参加者に対して損害を賠償する責任を負う場合、弊団体は参加者に対して損害を賠償する責任を負いません。
3. 参加者が天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他弊団体の関与し得ない事由により損害を被ったときは、弊団体は、第1項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

第19条 (0円バス参加者の責任)

1. 参加者の故意若しくは過失により又は参加者が法令、運送約款、旅行業約款、若しくは弊団体の定めたルールを守らないことにより、バス会社、旅行会社及び手配代行者、スポンサー若しくは弊団体（以下「0円バス関係者」といいます。）が損害を受けたときは、損害を受けた0円バス関係者は、その参加者に対し、損害の賠償を求めます。
2. 参加者は、0円バス関係者から提供された情報を活用し、参加者の権利義務その他の0円バスの契約内容について理解するよう努めなければなりません。
3. 0円バス参加者は、新型コロナウイルス（COVID-19）等の感染症について、弊団体より、ワクチン接種又は陰性証明書の提出、0円バス当日の体温測定、イベントバス車内でのマスクの着用等の感染対策を講じる旨の要請を受けた場合には、これに応じなければなりません。当該要請に応じない場合には、弊団体は0円バスへの参加を拒否します。

第20条 （反社会的勢力の排除）

1. 会員及び弊団体は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. 会員及び弊団体は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第21条 （紛争等の解決）

1. 会員は、本規約に違反することにより弊団体が第三者との間の紛争に巻きこまれた場合、自らの責任と費用をもって当該第三者との紛争解決を図るものとします。

また、会員は、本サービスの利用に際し、本規約に違反することにより弊団体または第三者に対して損害を与えた場合、直接・間接を問わず一切の損害の賠償を行うものとします。

第22条 （本規約の変更）

1. 弊団体は本規約を随時変更することができるものとします。変更の内容については、サイト上に 2 週間表示した時点で、すべての会員が承諾したものとみなします。ただし、法令の定める場合または会員の不利益となると弊団体が判断する変更を行う場合等はこの限りではなく、当該変更の内容について承諾をした会員に対して本規約の変更が適用されるものとします。

第23条 （準拠法及び管轄）

1. 本サービスおよび本規約の準拠法は日本法とし、本サービスまたは本規約に関して生じる一切の紛争については、長野地方裁判所松本支部又は松本簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023 年 11 月 1 日制定